

令和6年度第1回大野城市情報公開審査会・個人情報保護審査会 概要

- 1 日 時 令和7年2月10日(月) 午前10時から午前11時30分まで
- 2 場 所 市役所本館3階 災害対策本部室
- 3 出席者
- | | | | |
|------|--------|-------|---------------|
| 【委員】 | 会 長 | 道山 治延 | (情報公開・個人情報保護) |
| | 副会長 | 富山 敦 | (情報公開・個人情報保護) |
| | 委 員 | 櫛田 久代 | (情報公開・個人情報保護) |
| | 委 員 | 大谷 美咲 | (情報公開のみ) |
| | 委 員 | 徳永 達哉 | (情報公開のみ) |
| 【市】 | 市 長 | 井本 宗司 | |
| | 総合政策部長 | 橋本 成宣 | |
- ※市長、総合政策部長は委嘱状交付のみ出席
- | | | | |
|-------|-----|-------|--------------|
| 【事務局】 | 課 長 | 山本 耕督 | (プロモーション推進課) |
| | 担 当 | 永島 彩奈 | (プロモーション推進課) |
- ※傍聴者なし

4 会議概要

情報公開審査会委員 委嘱状交付式

(1) 委嘱状交付

※春日大野城衛生施設組合の委嘱状も交付

(2) 市長あいさつ

情報公開審査会・個人情報保護審査会

(1) 会長及び副会長の選出 (情報公開審査会委員)

会長は道山委員に、副会長は富山委員に決定。

(2) 令和5年度運用状況報告 (情報公開制度)

資料「情報公開制度及び個人情報保護制度 運用状況報告書 (令和5年度)」1～11ページをもとに事務局が説明後、質疑応答。

3ページ 3公文書開示請求の内容と処理状況 表4について

【徳永委員】

法人からの請求は何件か。

【事務局】

29の請求者から30件の請求があっている。これはひとつの時期にまとまったものではなく、年度を通しての件数である。

【徳永委員】

法人の請求は何を求めているのか。

【事務局】

工事の金入設計書の請求が非常に多い。

【徳永委員】

例年多いのか。今年が特に多いのか。

【事務局】

件数に上下はあるものの、例年設計書が多い。今年度も特に多い。

【徳永委員】

亡くなった方の情報を情報公開制度で請求をされたとのことだが、亡くなった方の情報はどのような位置づけか。公文書には変わらないが、市の運用を説明してほしい。

【事務局】

亡くなった方の情報は個人情報保護法の個人情報に該当しないため、その場合、情報公開制度に則って処理をしている。ただ、誰でも請求ができる手続きにはしていない。例えば、親権者や介護保険に関する書類で相続人が裁判に使用するため請求をする場合がある。関係の近い方であったり、使用する理由（財産の保護の条件がある場合等）がある場合は、公文書開示請求で対応している。

【富山委員】

亡くなった方の情報は個人情報ではないということで、個人情報保護法ではなく情報公開制度に振り分けているという話だったが、亡くなった方の情報が相続人の方やご家族の方の個人情報になりうる場合もある。その場合は、個人情報保護法によるの開示請求になる。

例えば、労災でご主人が亡くなった場合に、どうしてこのような労災が起きたのか労基署が調査した復命書等を開示請求する。その際、奥さんが会社に対して、遺族として損害賠償請求する場合には、亡くなった方に関する調査復命書であっても結局遺族の個人情報になることもあり得る。

今の切り分け自体はおおざっぱすぎると思う。情報公開制度での公開と個人情報制度での開示は要件の緩やかさが違うと思う。亡くなった方の情報が遺族の個人情報になる場合というのは、情報公開制度であっても同じ要件になる可能性はある。ただ、厳密にやるならば、全部情報公開制度に振り分けるのではなくて、なぜどうという目的で情報開示を求めているのかというのを踏まえて切り分けた方が正確だと思う。

【道山委員】

5月1日に請求されたものについて、不存在がとて多い理由は。

【事務局】

自分と家族の情報で、市役所の持っている書類の全てを求められた。それでは書類の特定ができないため、個人情報ファイル簿（各課がどのような台帳を持ってるかまとめている一覧）を見せて、その中から選択してもらい、各課に照会をかけた。選択されたものも多岐にわたったため、その場で各課に確認をするのは時間を要してしまうため、窓口ではそのような受付をした。

【徳永委員】

一つの窓口で公文書開示請求と保有個人情報開示請求を並行して受け付けたのか。

【事務局】

そのとおりである。

【富山委員】

保有個人情報開示請求も出ているのであれば、不開示の理由が個人情報や行政運営情報となっているものもあるが、そうではなく個人情報にあたらないと受け付けないようにしないとイケないのでは。

【道山委員】

公文書開示請求と保有個人情報開示請求で重複しているものがあるが、切り分けられていないのではという趣旨の御意見である。

【富山委員】

個人情報でないのであれば、個人情報保護法に基づいて開示したり不開示・不存在にすること自体が矛盾しているのではないか。

【事務局】

例えば、埋火葬許可証を例に出すと、そこに請求者と亡くなられた方の二人の情報が載っているなのでそれぞれの制度で対応した。

【徳永委員】

大野城市としては、亡くなった方の情報が個人情報保護法でいう個人情報ではないけれども、極力、遺族にとっての情報としての運用をしているということだが、人間のつながりが分かるようであればその人のものであるとしての運用をしようとしている。ただその基準が明確でないと混乱する可能性がある。

【櫛田委員】

例えばお亡くなりになってから1年であれば個人情報保護制度で対応するけれども、その後は情報公開制度で対応するような期限はあるのか。

【事務局】

そのような期限はない。

【大谷委員】

全く同じものが開示されている場合もあるのか。

【事務局】

同時に二人の情報が載っているものについては、同じ情報となる。写しの交付の際には、重複するものを二部は必要ないため、便宜上一つの書類をお渡しした。

【榊田委員】

この方はいろいろな情報を取り寄せて、その後納得されたのか。

【事務局】

各課へのやり取りを全ては確認できていないが、情報公開に関する追加の問い合わせはなかった。

【榊田委員】

件数は実は例年と変わらないけれども、一人の請求により件数が跳ね上がっているということではないか。

【事務局】

そのとおりである。

(3) 令和5年度運用状況報告（個人情報保護制度）

資料「情報公開制度及び個人情報保護制度 運用状況報告書（令和5年度）」15～20ページをもとに事務局が説明後、質疑応答。

※保有個人情報開示請求及び大野城市個人情報保護審査会に係る部分のみ

16 ページ 4 保有個人情報開示請求の内容と処理状況 表4について

【榊田委員】

保有個人情報開示請求と公文書開示請求を同時に申請する方は、それなりにいるのか。珍しいのか。

【事務局】

一人の情報を請求する人が多い。家族の情報をまとめて請求されることは、ここ数年ではあまりなかったと思う。

【榊田委員】

大量の請求について、目的に応じて範囲を絞り込むことはできなかったのか。もちろん権利として請求はできるので、全てに対応することは素晴らしいと思う一方で、このようなことが頻繁に起こると窓口はパニックになるのではないかと思う。制度の取扱いや受付のルールがあればいいと思うが、そのようなものはあるか。

【事務局】

目的に応じて一つの特定の書類、または関連する書類を請求してもらうことが原則。今回の件については、窓口でできる限り絞り込んだ結果である。

他の自治体では、一旦全部を受け付けて、全ての課に照会をかけているという自治体もあった。関係のない課にも負担をかけることになるので、自身に関係があるものを窓口でできるだけ聞き取るという運用にしている。このような案件はまれであるため、統一されたルールはなく、個別に対応している。

【徳永委員】

権利性の観点から行くと、公開率 100%はありがたいと思うし、極力そうあってほしいと思うが、業務を見る限り大変だと推察できる。

【徳永委員】

昨今の電子化は今回の業務において有効に利用できたのか。かえって、今までは台帳で見つけるのも大変だから出せるのも絞られていたが、範囲が広がり思いのほかたくさんのもので出てきたなど。電子化の影響を感じられるものはあったか。

【事務局】

電子化によって、全てを請求されたときには特定がしやすかったように思う。紙媒体であれば一つ一つめくって見つけるという作業になるため。検索しやすくなり、どこを開示できるのかできないのかという審査の方に時間がさけるようになった。

【徳永委員】

個人情報に絞って 29 件とのことだったが、絞り込まなかったら個人の情報は何件になるのか。自分の情報がほしいとなり検索した場合に、最大で何件ぐらい表示されるのか。

【事務局】

課をまたいだ検索は今できない。課の中でそれぞれが持っているものについてはシステムや Excel で絞り込める。

【徳永委員】

横断的な検索はできないけれども、集めたらどれくらいということはわからないのか。把握していないのか。

【事務局】

個人情報ファイル簿でそれぞれの課がどのような台帳を持っているかという件数は出てくるが、ある特定の人がどれに該当するかによって件数は変わってくる。その方が高齢の方であれば、介護にも後期にも該当するなど。

【徳永委員】

一人あたりどれくらいか目安となる数字があればおもしろいかと。把握は難しいということか。

【事務局】

市のサービスを受けているものが多ければ多いほど件数は増えると思う。

【道山委員】

個人情報の取扱いをしたいということについては、各課からプロモーション推進課に、こういう情報を収集しますよという届出がたぶんされる。

そのリストを検索すると、そういうファイルがあるというだけで、個人情報はどこに入っているかはわからないのか。

【事務局】

そのとおりである。

(4) 設計書の開示に係る「開示請求の特例」の適用について

資料「設計書の開示に係る「開示請求の特例」の適用について」をもとに事務局が説明後、質疑応答。

【富山委員】

この議題は、大野城市情報公開条例第 21 条で審査会に求められている情報公開制度の運営に関する重要な事項について実施機関の諮問に応じ答申し又は建議することの頭出しとして今日出しているということか。

【事務局】

内部の運用手続きについて簡素化したいという趣旨である。事務局としての案に御意見をいただきたい。

【徳永委員】

まず設計書のメール送信ができるようになったとして、なぜ設計書だけなのか、他のものも全部メールでいいのではないかななるだろう。今回設計書に限定する根拠は。本来メールで受け取れるものが行政で選り分けてもらえなくされていると論理構成ができそうな気がする。情報公開は全部公開が期待されているもので、このような便利な仕組みがあるならば、電話一本でメールでもらえるというのが一番嬉しいと必然的に言われるだろう。

施行規則第 6 条の解釈について、一人の人がたくさん申請した時に重複したものの簡素化というのはあるだろうが、今回は施行規則第 6 条なのかというのは気になる。拡大して読めばできるだろうが。

メールで運用している実態がどこまで何があるのか気になる。イメージとしては、法務局に行って字図などを取る時にメールでもらえれば嬉しいと思う。頻繁に取りにいかないといけないので、メールで送ってという感覚はあると思う。そこまで本当にするのか。

情報提供できそうなものの中の話の中で書籍というワードが含まれていたが、書籍一般は情報公開で対応するようにしているのか。図書館などにあるはずなので、書籍一般は自治体の中に完備していたとしても情報公開の対象にしない。

【事務局】

書籍自体を公開するという意味ではなく、設計書を作成するにあたって、単価の参考とするために、単価がまとめられた書籍を使用する場合がある。

【徳永委員】

そのような書籍があるのか。どこが出している本なのか。

【事務局】

明確にどこの出版社か今は手元に情報がない。

【徳永委員】

販売されているものなのか。

【事務局】

はい。

【徳永委員】

メールで送ると聞いた瞬間、著作権の侵害などの印象を受けてしまう。情報公開できるのかと心配になる。

【事務局】

工事を扱う課で使用する書籍の出版社が出している条件として、ある一定期間は該当部分を黒塗りした状態で設計書は開示すること、それを過ぎたらその部分は開示してもいいという通知があるようだ。

【大谷委員】

設計書の請求が増えている背景とは。

【事務局】

入札に参加するにあたって、今後の参考のために請求される。自身が参加した入札したもので、落札できなかったに関わらず、請求されることが多い。

【櫛田委員】

利用者にとっては、電子メールで迅速に対応してくれるのは好ましいと思う。他は1枚何円など料金があるが、料金もかからないのであれば、かなり特殊な運用だと思う。気になった点は、電子メールは誰でも出せるので、本人確認をどうするのか。プロモーション推進課で通常情報公開の請求を受け付けるが、それを担当課の方に直接行くと窓口が複数になって、プロモーション推進課にとってはたくさんの請求が来ることは避けられるが、このような情報公開の窓口は一本化したうえで振

り分ける方が望ましい。担当課でそれぞれに窓口があることをホームページ上で案内することは考えているとは思いますが、それでいいのか。

他の情報と比べてこれだけ料金がかからない、それから窓口が違うという運用の仕方は、全体で見た時に情報公開の便宜性はある。公開される情報をこれだけに限っているので、今のところリスクは小さいかもしれないが、本来は不開示である情報が出てしまうというリスクもありそうな気がする。これに関しては慎重な方がいいのではないか思った。

【道山委員】

金入設計書とは何を指すのか。通常的设计書とは違うのか。図面を想像するが、具体的にどのようなものか。分量としては非常に多いものか。

【事務局】

図面のようなものではなく、工事についてこの工程でこの素材について単価があって、人件費はいくらで、トータルでいくらというもの。

【道山委員】

落札したところが出したものか、役所が出したものか。

【事務局】

役所が作成したもの。

【道山委員】

設計書を扱う部署は限られるのか。

【事務局】

複数課あるが、工事等を行う課、建設管理課や上下水道局など、全部署の半分以下にはなる。

【徳永委員】

工事で自治体と密接な関係を持っているところにだけメールで届くというような印象しか受けない。もしメールができるのであれば、私にも届けてくださいと思ってしまうし、なぜそこだけ選ばれているんだ、なぜその情報だけなんだという印象を受ける。とてもありがたいが、市民に等しくサービスが提供されている印象にはならない。何か説明不足、何か不十分だと思う。行政の効率化も重要だと思うが、市民へのサービスが等しくなっていないと困る。入札を前提とした建築の関係性があるところとなると、互いに信頼関係が出来上がっているから言えるのだろうと外から見ると、狭いところの話のように思う。

【道山委員】

設計書をコピーして渡す手間を省きたいという現場の要求があるのか。

【事務局】

所管課にとっての負担はある。都度都度、部長まで決裁を取って、プロモーション推進課に合議を回してということが続いたため、どうにかならないかと意見があった。

【富山委員】

請求があってそれを開示するか不開示にするかという手続きの問題と、開示の方法を文書なのか閲覧なのかメールなのかという問題が混ざっていると思う。開示の実施に関しては、条例や施行規則で定められているのか。つまりメールも許容されているのか。

【事務局】

条例、規則の中に実施方法が規定されている。紙媒体は閲覧、視聴、写しの交付。電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、規則で定める方法。規則で定めているものとして、紙にコピーしたものもしくは電磁的記録媒体に複写したもの、今は CD で行っている。この規則の中にメールが含まれていないという解釈で、今は紙媒体か CD を窓口または郵送で交付している。

【富山委員】

規則を改正するという前提の提案なのか。そうなると、この件に関係なく、他の個人の請求についてもメールで行えるとするのか、規則で限定するのか考える必要がある。

【事務局】

本日の御意見でもあったように、なぜこれだけなのかとなる可能性があるので整理する必要があると思う。

他の自治体を調べる中で、設計書をダウンロードできるようシステムであらかじめ準備し、各企業が取りに行けるものや、ネットですぐに取れるわけではないが、メールで受け取れるところが結構あったため参考にした。規則との整合性や考え方が甘かった。

【榎田委員】

公開可能なものであったら、業者が見られるホームページの公開情報の中に入れば、申請しなくても見られる。料金もかからない。最初から担当課で工事の金入設計書に関しては、公開すれば良いのでは。申請ベースとするよりは、ホームページ上の資料で公開する方がこのような手続きを作るより良いのでは。

【事務局】

開示請求が最終的になされないような工事もあるので、全てを公開対象とすることでどのくらい負担が出てくるのか、負担が多いと見込んでいた。改めて、新たに

手続きを創設すること、または一律に設計書をあらかじめ準備しておくことのどちらがいいのかを検証していきたい。

【道山委員】

施行規則の改正を含むかもしれない場合、諮問を受けて回答を出さなければいけないということになるのか。

【事務局】

規則を変える場合は審査会への諮問も必要になるかもしれない。今回いろいろ御意見をいただいたため、そこも含めてもう一度検証させていただきたい。

【富山委員】

もし諮問の必要が出てきた場合は、施行規則第6条が制定されたときの議事録を出してほしい。「反復的に…」の言葉面だけ考えても意味がないため。

【道山委員】

「同一のもの」ではなく、「同種」というと幅が広がるため、その辺も気になっていた。